

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公開番号】特開2005-133043(P2005-133043A)

【公開日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2005-020

【出願番号】特願2003-373709(P2003-373709)

【国際特許分類】

C 08 J 9/22 (2006.01)

B 29 B 17/00 (2006.01)

B 29 C 44/00 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

【F I】

C 08 J 9/22 C E R

C 08 J 9/22 C E Z

B 29 B 17/00

B 29 C 67/22 Z A B

C 08 L 101:00

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月7日(2006.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

これに対し、発泡性ビーズを使用した場合には、骨材21と結合材22とを均一に混合することが可能となり、再利用材の粉碎物が沈降等して片寄ることを抑制することができる。この理由については、固体同士の混合であるため一方が液体である場合の混合に比べ比重、密度等の違いによる分離が抑制されること、混合時に生じた静電気等により混合状態で固体同士が付着し合うこと等が考えられる。また、前記発泡材料中における骨材21の分散性の向上を図るには、再利用材としてPSP等を材料とする発泡樹脂製の樹脂成形体を使用することが好ましい。これは、発泡樹脂は、発泡性ビーズ、非発泡の合成樹脂等に比べて密度が高いため、混合機等の内部で飛散しやすく、結合材22同士の隙間に入り込みやすいためである。例えば、骨材21を発泡倍率が20倍のPSPとし、結合材22を発泡倍率が50倍のEPSとした場合、PSPの密度は0.05g/cm<sup>3</sup>であることに対しEPSの密度は0.02g/cm<sup>3</sup>であり、PSPの方が密度が高くなっている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

・ また、再利用材として発泡樹脂製の樹脂成形体を使用することにより、当該樹脂成形体が軟らかく、粉碎物を得るための粉碎処理を簡易かつ短時間で行うことができる。

・ また、発泡樹脂製の樹脂成形体の粉碎物を骨材21とすることにより、同骨材21の密度を高めすることが可能であり、結合材22と混合する際にほぼ均一に混合することができる。